

# ソフトウェア利用規定

ソフトウェア利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます）が提供する「一括請求 Assist」および「ペイメントサポーター入力支援シート」（以下、個別にまたは総称して「本ソフトウェア」といいます）の利用に関して定めたものです。本ソフトウェアの申込者（以下「契約者」といいます）は、本規定の内容を理解し本ソフトウェアの利用を申し込むものとします。

## 第1条 使用権の許諾

当行は、契約者に対し、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの使用に関する資料（以下「関連資料」といいます）を使用するための譲渡不能の非独占的使用権（以下「使用権」といいます）を許諾します。

## 第2条 「一括請求 Assist」の使用条件および使用権の範囲

使用条件および使用権の範囲は次の通りとします。使用権の範囲はその他の事項を含みません。

- (1) 当行の「でんさいネットサービス」を契約している利用者に限り、「一括請求 Assist」を申し込むことができるものとします。
- (2) 契約者は、「でんさいネットサービス」で用いる一括請求ファイルの作成および登録結果確認等を目的として、「一括請求 Assist」を契約者のご利用端末にダウンロードし使用することができます。また、契約者組織内部での使用の目的（契約者の関係会社が、契約者が「でんさいネットサービス」で用いる一括請求ファイルの作成および登録結果確認等をする目的を含みます）に限り、複数台のご利用端末にダウンロードし使用することができます。契約者は、自らの関係会社に「一括請求 Assist」を使用させる場合、当該関係会社に本規定の各条項を遵守させるものとします。
- (3) 契約者は、「一括請求 Assist」の利用にあたり当行ウェブサイト上に掲載の環境を備えた端末を占有・管理する必要があることを理解し、自己の費用、負担および責任により「一括請求 Assist」を利用するに必要な全ての機器の準備および「一括請求 Assist」の利用に適した状態および環境の設定とその維持を行うものとします。当行ウェブサイト上に掲載の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、「一括請求 Assist」を利用できないことがあります。

## 第3条 「ペイメントサポーター入力支援シート」の使用条件および使用権の範囲

使用条件および使用権の範囲は次の通りとします。使用権の範囲はその他の事項を含みません。

- (1) 当行の「ペイメントサポーター」の利用を目的とした利用者に限り、「ペイメントサポーター入力支援シート」を申し込むことができるものとします。
- (2) 契約者は、当行より機械読み取り可能な形式で提供された「ペイメントサポーター入力支援シート」を、ご利用端末1台に限り使用することができます。
- (3) 契約者は、「ペイメントサポーター入力支援シート」をご利用端末で使用するにバッファップコピーを1部作成するものとします。
- (4) 契約者より申込書を徴求した場合は、当行は、「ペイメントサポーター入力支援シート」および関連資料を申込書記載の納品先に納品（以下「設置場所」といいます）します。
- (5) 契約者は、「ペイメントサポーター入力支援シート」使用に必要な限度で関連資料を使用することができます。
- (6) 契約者は、当行の書面による事前の承諾を得て設置場所を変更することができます。この場合、変更に伴う費用は契約者の負担となります。

## 第4条 使用制限等

- 1 契約者は、本ソフトウェアおよび関連資料の著作権その他のいかなる権利も取得するものではありません。
- 2 契約者は、本ソフトウェアおよび関連資料を第2条および第3条に定める使用権の範囲で使用する以外、いかなる形態によっても使用、複製、翻訳、改変、組合せ、解析等をしないものとします。
- 3 契約者は、本ソフトウェアおよびそれに関連する技術を海外に持ち出す場合、または契約者が非居住者の場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき必要な手続きをとるものとします。
- 4 契約者は、本ソフトウェアおよびその複製物を第三者に譲渡、使用許諾その他の方法で使用させてはならないものとします。ただし、第2条（2）に基づいて関係会社へ「一括請求 Assist」を使用させる場合を除きます。
- 5 契約者は、本ソフトウェアをネットワーク上に転載してはならないものとします。

## 第5条 本ソフトウェアの変更

当行は、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、本ソフトウェアの内容を変更することができます。

## 第6条 権利の譲渡、義務の承継の禁止

契約者は、当行の書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または、承継させることができません。

## 第7条 免責

- 1 当行は、本ソフトウェアを無償で提供することから、本ソフトウェアの使用または使用不能から契約者に生じるあらゆる損害について一切責任を負わず、またいかなる場合にも付随的、特別あるいは結果的な損害および逸失利益について一切責任を負わないものとします。
- 2 当行は、本ソフトウェアの機能実現性、バグの有無その他性能・品質に関する事項は、一切保証をしないものとします。

## 第8条 契約者の守秘義務

契約者は、本ソフトウェアおよび関連資料の内容につき、第三者に開示してはならないものとします。

## 第9条 契約の有効期間

本規定を内容とする本ソフトウェアの使用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当行が契約者から申込書を受領し当該申込を承諾したときに成立し、第11条によって本利用契約が失効したとき、または、第13条によって本利用契約が解除されたときに終了します。

## 第 10 条 本規定の変更

当行は、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定により、変更を行う旨、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

## 第 11 条 契約の失効

当行は、契約者が次のいずれかに該当する場合、直ちに本利用契約を失効させることができます。

- (1) 本規定の条項に違反し、相当期間を定めてした催告後も是正されないとき。
- (2) 「一括請求 Assist」の契約者に関し「でんさいネットサービス」のサービスが解約されたとき。
- (3) 支払不能処分を受けたときまたは支払を停止したとき。
- (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または差押、仮差押、仮処分、公租課税の滞納処分等を受け債務の履行が困難と認められるとき。

## 第 12 条 使用終了の場合の処理

1 契約者は、使用が終了した場合、直ちに本ソフトウェアおよび関連資料ならびにそれらの複製物を廃棄するものとします。

2 契約者は当行が廃棄証明書を要求した場合には、すみやかに提出するものとします。

## 第 13 条 反社会的勢力の排除

契約者が、本条（1）①から⑤までのいずれかに該当し、もしくは本条（2）①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、または本条（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、本ソフトウェアの利用を停止し、または通知により本利用契約を解除できるものとします。本条に基づく利用停止または解除により契約者に損害が生じた場合でも当行は契約者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害を生じさせた場合には、契約者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

## 第 14 条 協議

本規定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、または本規定に定めのない事項については、契約者と当行での協議のうえ解決するものとします。

## 第 15 条 合意管轄

本規定および本利用契約に関し争訟が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2026 年 1 月現在)